

スイッチング 支援システム 取扱マニュアル

目次

<<スイッチング>>

1	スイッチングについて	1~2
(1)	スイッチングの定義	1
(2)	スイッチング申込の流れ	2
2	標準処理期間について	3~7
(1)	マッチングについて	3
(2)	スイッチングに要する標準的な日数について	3
(3)	マッチング不成立について	4
(4)	スイッチング可能期間とマッチング期限日の関係について	5~6
(5)	マッチング不成立時の確認方法について	7
3	スイッチング開始受付	8~31
(1)	スイッチング開始受付時の流れについて	8
(2)	供給地点の特定方法について	9~10
(3)	供給地点設備情報照会画面での確認事項	11~12
(4)	スイッチング開始受付時（廃止取次有り）の留意事項	13~14
(5)	スイッチング廃止取次の入力方法について	15~18
(6)	スイッチング廃止取次の判定結果の取得について	19
(7)	廃止取次結果のメール通知	20
(8)	廃止不能時の処理について	21
(9)	廃止承諾時の処理について	21
(10)	「スイッチング開始申込」画面について	22~27
(11)	「スイッチング開始申込」の入力確認画面について	28~29
(12)	「スイッチング開始申込」の入力完了画面について	30~31
4	スマートメーターへの取替が間に合わない場合の取扱いについて	32~36
(1)	スマートメーターへの取替が間に合わない場合の取扱いについて	32
(2)	計器取替情報の確認及びインバランス算定方法の変更について	33
(3)	スマートメーター以外の計器により接続供給を開始した場合の取扱い (フロファイリング)について	34
(4)	スイッチング開始日における計器取替タイミングとフロファイリング期間 (実際の30分値使用量適用)パターン	35~36

スイッチング 支援システム 取扱マニュアル

目次

<<スイッチング>>

5	スイッチング開始における受付工程の遷移と訂正・取消し処理について	37~43
(1)	「スイッチング開始申込」後の受付工程について	37
(2)	「スイッチング開始申込」の受付工程の確認方法について	38~39
(3)	「スイッチング開始申込」の訂正および取消し方法について	40
(4)	スイッチング支援システムでの訂正および取消し方法について	41~43
6	特殊なケース等に関する扱い	44~47
(1)	定額制の取扱いについて	44
(2)	従量制未計器の取扱いについて	45
(3)	スイッチングにおける標準処理期間について	45
(4)	定額制・従量制未計器分に対する使用電力量の協定について	46~47
7	託送供給等約款における需要者に関する規定の遵守について	48~49
(1)	託送供給等約款規定内容について	48
(2)	スイッチング支援システムでの申込時の確認について	48
(3)	需要者に関する事項について	49
8	スイッチング廃止受付	50~66
(1)	スイッチング廃止受付時の流れについて	50
(2)	スイッチング廃止受付時の留意事項について	51
(3)	マッチングについて	52
(4)	スイッチング廃止受付時（廃止取次有り）の留意事項について	52~53
(5)	スイッチング廃止取次受領方法について	54~56
(6)	供給地点の特定方法について	57~58
(7)	供給地点設備情報照会画面での確認事項について	59
(8)	廃止取次判定結果の登録について	60
(9)	「スイッチング廃止申込」画面について	61~62
(10)	「スイッチング廃止申込」の入力確認画面について	63~64
(11)	「スイッチング廃止申込」の入力完了画面について	65~66
9	スイッチング廃止における受付工程の遷移と訂正・取消し処理について	67~73
(1)	「スイッチング廃止申込」後の受付工程について	67
(2)	「スイッチング廃止申込」の受付工程の確認方法について	68~69
(3)	「スイッチング廃止申込」の訂正および取消し方法について	70
(4)	スイッチング支援システムでの訂正および取消し方法について	71~73

3 スイッチング開始受付

- 「スイッチング廃止取次登録」画面における表示および入力項目は以下の通りです。
- 入力内容に誤りがあった場合は、エラーメッセージが表示されますので、エラーメッセージに基づき、修正を行ってください。

項目No	項目名	文字形式	桁数	表示/入力	入力方法	表示・入力内容
①	供給地点特定番号	数字	22	入力	手入力	<u>必須項目</u> 供給地点特定番号を入力します。
②	契約番号	半角英数字	30	入力	手入力	<u>必須項目</u> 現(旧)小売電気事業者のご契約番号を入力します。
③	住所	全角	60	入力	手入力	<u>必須項目</u> 供給地点の住所を入力します。
④	建物名	全半角混在	36	入力	手入力	<u>必須項目</u> 供給地点の建物名を入力します。
⑤	需要者名カナ	半角	40	入力	手入力	<u>必須項目</u> 需要者の氏名をカナで入力します。
⑥	需要者名漢字	全角	35	入力	手入力	<u>必須項目</u> 需要者の氏名を漢字で入力します。 ※東京電力エリアでは36桁以上の需要者名漢字が存在しますので、廃止取次登録の際には前方35桁で入力してください。
⑦	廃止年月日	半角数字	8	入力	手入力	<u>必須項目</u> スイッチング希望日を入力します。
⑧	現小売事業者	—	—	入力	選択後表示	<u>必須項目</u> 「選択」表示を押下すると、小売電気事業者選択画面へ遷移しますので、現(旧)小売電気事業者を選択します。
⑨	担当者名	全角	20	入力	手入力	<u>必須項目</u> 新小売電気事業者の担当者名を入力します。
⑩	電話番号	数字	14	入力	手入力	<u>必須項目</u> 新小売電気事業者の電話番号を入力します。 最大桁数：市外局番(6桁)+市内局番(4桁)+加入者番号(4桁)
⑪	登録(ボタン)	—	—	入力	ボタン押下	内容を確認のうえ、申込を実施する場合にボタンを押下します。

5 __スイッチング開始における受付工程の遷移と訂正・取消し処理について

(3) 「スイッチング開始申込」の訂正および取消し方法について

内容訂正もしくは取消しを行う時点の受付工程によって、申込内容の訂正および取消し方法が異なります。受付工程別の申込の内容訂正ならびに取消しの方法については以下のとおりです。

<「スイッチング開始申込」における受付工程と内容訂正ならびに取消しの方法について>

受付工程欄表示内容	申込内容訂正ならびに取消しの方法
廃止申込待ち	スイッチング支援システム「申込内容訂正」画面にて行います。
申込処理中	
処理完了	一般送配電事業者へ、直接内容訂正もしくは取消しの連絡を行います。 (訂正もしくは取消し内容は、スイッチング開始申込内容照会画面で確認が可能です。)
処理完了 (計器取替未完了)	
却下	連絡は不要です。

上記のとおり、「スイッチング開始申込」と「スイッチング廃止申込」の双方が揃い、一般送配電事業者にて「マッチング処理」が完了した時点の受付工程である「申込処理中」以降は、いずれの小売電気事業者も一般送配電事業者へ直接連絡が必要です。

※廃止取次申込の取消しにおける留意事項について

現(旧)小売電気事業者へ廃止取次申込を行っている場合においても、スイッチング開始申込を取消しする際は、必ず現(旧)小売電気事業者へ廃止取次申込の取消しを行ってください。ただし、スイッチング開始日翌日以降の廃止取次申込の取消しはできません。

スイッチング 支援システム 取扱マニュアル

目次

<<再点>>

1	再点について	1~3
	(1) 再点の定義	1
	(2) 再点希望日の指定可能期間	2
	(3) 再点申込に伴うスマートメーターへの取替に関するルール	2
	(4) 再点申込の流れ	3
2	再点の受付方法について	4~23
	(1) 供給地点の特定方法	4~5
	(2) 供給地点設備情報照会画面での確認事項	6~7
	(3) 受付時の留意事項	8~10
	(4) 遡及申込への対応	11
	(5) 再点申込画面の説明	12~16
	(6) 再点申込の入力確認画面の説明	17~18
	(7) 再点申込の入力完了画面の説明	19~20
	(8) 入居予定時刻の入力方法	21~23
3	スマートメーターへの取替が間に合わない場合の取扱いについて	24~30
	(1) スマートメーターへの取替が間に合わない場合のパターンおよび計器取替予定月日の表示	24
	(2) スマートメーター以外の計器により接続供給を開始した場合の取扱い (7 07アライン)	25
	(3) 再点日における計器取替タイミングと7 07アライン期間 (30分値適用) ボタン	26~29
	(4) 計器取替情報の確認およびインバランス算定方法の変更	30
4	再点における受付工程の遷移と訂正・取消し処理について	31~37
	(1) 再点申込後の受付工程の確認	31~33
	(2) 再点申込の訂正および取消し方法	34~37
5	特殊なケース等に関する扱いについて	38~41
	(1) 定額制および従量制未計器の扱い	38~39
	(2) 定額制・従量制未計器分に対する使用電力量の協定	40~41
6	託送供給等約款における需要者に関する規定の遵守について	42~43
	(1) 託送供給等約款規定内容について	42
	(2) スwitching支援システムでの申込時の確認	42
	(3) 需要者に関する事項について	43

4 再点における受付工程の遷移と訂正・取消し処理について

(2) 再点申込の訂正および取消し方法

内容訂正もしくは取消しを行なう時点の受付工程によって、申込内容の訂正および取消し方法が異なります。

受付工程別の申込の内容訂正ならびに取消しの方法については以下のとおりです。

受付工程欄表示内容	工程の詳細説明	申込内容訂正ならびに取消しの方法
契約中に再点申込有り	契約中の供給地点において、再点が先行申込され、現契約中の小売電気事業者からの「廃止申込」を待っている状態です。	・訂正 スイッチング支援システム「申込内容訂正」画面にて行ないます。
申込処理中	一般送配電事業者において、当該供給地点の接続供給開始年月日（再点希望日）までの契約状態チェックにより「廃止中」または「廃止申込受付中」であることを確認し、再点に必要な処理（スマートメーター取替工事等）を行なっている状態です。	・取消し スイッチング支援システム「お申込内容ならびに現在工程のお知らせ」画面にて行ないます。
処理完了 (計器取替未完了)	スマートメーターへの取替工事が必要な場合において、再点希望日までにスマートメーターへの取替が不可のため、既存の従来型計量器（30分値取得不可）にて再点のみ先行して完了した状態です。	一般送配電事業者へ、直接内容訂正もしくは取消しの連絡を行ないます。 訂正・取消しは出来ませんので、廃止申込を行なったうえで、再度希望日の再点申込を行なってください。
処理完了	一般送配電事業者において、申込された再点に係る処理が全て完了した状態です。	
却下	契約中の供給地点において、「再点希望日」までに「廃止」が完了せず、「再点」申込を一般送配電事業者が取消しした状態です。	取消し・訂正不可能 ※必要により、一般送配電事業者から小売電気事業者へ連絡する場合があります。

上記のとおり、受付工程が「処理完了」になるまではスイッチング支援システムによる「取消し」「訂正」が可能です。

「処理完了」以降の「取消し」「訂正」は不可のため、**廃止申込を行なったうえで、再度希望日の再点申込を行ってください。**

ただし、受付工程が「申込処理中」であったとしても、異動日の翌日以降は「取消し」「訂正」は不可となります。また、「却下」の場合も「取消し」「訂正」は不可となります。

スイッチング 支援システム 取扱マニュアル

目次

<<廃止>>

1 廃止について	1~3
(1) 廃止の定義	1
(2) 廃止申込の流れ (需要者申出の場合)	2
(3) 廃止申込の流れ (小売電気事業者申出の場合)	3
2 廃止の受付方法について	4~21
(1) 供給地点の特定方法	4~5
(2) 供給地点設備情報照会画面での確認事項	6~7
(3) 受付時の留意事項	8~9
(4) 廃止申込画面の説明	10~14
(5) 廃止申込の入力確認画面の説明	15~16
(6) 廃止申込の入力完了画面の説明	17~18
(7) 施工希望時刻および接続供給廃止年月日の入力方法	19~21
3 廃止における受付工程の遷移と訂正・取消し処理について	22~28
(1) 廃止申込後の受付工程の確認	22~24
(2) 廃止申込の訂正および取消し方法	25~28

3 廃止における受付工程の遷移と訂正・取消し処理について

(2) 廃止申込の訂正および取消し方法

内容訂正もしくは取消しを行なう時点の受付工程によって、申込内容の訂正および取消し方法が異なります。受付工程別の申込の内容訂正ならびに取消しの方法については以下のとおりです。

受付工程欄表示内容	工程の詳細説明	申込内容訂正ならびに取消しの方法
申込処理中	一般送配電事業者での受付が完了し、廃止(撤去)に必要な処理(現場確認, 作業やスマートメーター撤去工事等)を行なっている状態です。	<ul style="list-style-type: none"> ・訂正 スイッチング支援システム「申込内容訂正」画面にて行ないます。 ・取消し スイッチング支援システム「お申込内容ならびに現在工程のお知らせ」画面にて行ないます。
処理完了	一般送配電事業者において、申込された廃止に係る処理が全て完了した状態です。	<p>一般送配電事業者へ、直接内容訂正もしくは取消しの連絡を行ないます。</p> <p>訂正・取消しは出来ませんので、再点申込を行なったうえで、再度希望日の廃止申込を行なってください。</p>

上記のとおり、受付工程が「処理完了」になるまではスイッチング支援システムによる「取消し」「訂正」が可能です。

「処理完了」以降の「取消し」「訂正」は不可のため、**再点申込を行なったうえで、再度希望日の廃止申込を行ってください。**ただし、受付工程が「申込処理中」であったとしても、接続供給廃止年月日の翌日以降は「取消し」「訂正」は不可となります。